

軽自動車税の減免申請について

問税務課 ☎(55)7123

軽自動車税の減免を申請する方は、毎年賦課期日の4月1日から、納期限の7日前までに申請書を提出する必要があります。令和5年度の減免を申請される方は5月24日(水)までに申請書を提出してください。

固定資産評価(土地)現地調査にご協力をお願いします

問税務課 ☎(55)7122

現地調査は、土地に接する道路の幅員や状態などを把握し、適正な評価を行うためのものです。調査は市が委託した業者が行い、写真撮影も行います。調査員は市が発行した顔写真付きの「調査員証」を必ず携帯していますので、必要な場合は提示をお申し付けください。

▼調査期間／4月3日(月)～令和6年3月29日(金)

土地・家屋の評価など縦覧、閲覧ができます

問税務課 ☎(55)7122

【縦覧制度】
固定資産税の納税者が、ご自分の土地や家屋の評価額について、他の土地や家屋の評価と比べて、その価格が適正かどうかを判断することがあります。

▼縦覧期間／4月3日(月)～5月1日(月) 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く)

▼縦覧場所／税務課
※各支所に縦覧帳簿は設置しません。

▼縦覧に必要なもの／納税者として本人確認ができるもの(納税通知書・マイナンバーカード・運転免許証など)
※代理人は委任状が必要です。

【閲覧制度】

納税義務者は、固定資産課税台帳に記載されている自己資産について、閲覧および証明により内容を確認することができます。

▼閲覧期間／4月3日(月)～令和6年3月29日(金)

午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日・祝日、年末年始は除く)

▼閲覧場所／税務課および各支所

▼閲覧できる方／

- ①納税義務者(家族の場合は当初納税通知書または委任状と身分証明書の提示が必要)
- ②借地人・借家人(その権利を有する書類が必要)
- ③処分する権利を有する方(その権利を有する書類が必要)



4月1日(土)から
公共下水道供用開始区域を拡大します

問下水道課 ☎(55)7124

▼供用開始区域／

【佐屋地区】

佐屋町亥新田、新田および堤西の各一部

【佐織地区】

大野町末および山の各一部

【佐織地区】

町方町石塚、案山子、大原、北堤外、南堤外および宮前の各一部

▼供用開始後の注意事項／供用開始後の区域内では、家庭や事業所などから出る排水を下水道管に流すための、排水設備の設置が義務付けられます。

くみ取り便所を使用されている方は、供用開始日(4月1日)から3年以内

に水洗便所に改造しなければなりません。すでに水洗便所を使用されている方は速やかな接続をお願いします。

【受益者申告書の提出はお早め】

供用開始区域内に土地をお持ちの方へ送付しました受益者申告書の提出をお願いします。受益者と対象となる土地の把握に正確を期するため必ず申告してください。

▼提出期限／4月30日(日)

【宅内排水設備工事のお願い】

公共下水道および農業集落排水の供用が開始された区域で、まだ接続工事がお済みでない方は、1日も早い切替えをお願いします。

4月は
「若年層の性暴力被害予防月間」です

問市民協働課 ☎(55)7113

4月は、入学や進学、就職などで生活環境が大きく変わることにより、10～20代を狙った性犯罪・性暴力に遭うリスクが高まる時期です。

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼす許しがたい人権侵害です。また、同意のない性的行為の強要は、どんな理由相手であってもすべて性暴力です。

被害者にも加害者にも傍観者にもならないために、性暴力に関する情報をみんなで共有して、社会全体で性暴力をなくしていきましょう。

困ったり悩んだりしている人は、ひとりで抱え込まないで、ご相談ください。



性犯罪・性暴力被害 相談窓口

内閣府 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
はやくワンストップ ☎#8891 最寄りのワンストップ支援センターにつながります。

警察 性犯罪被害相談電話【24時間受付】 ☎#8103 ハートさん

内閣府 性暴力に関するSNS相談「Cure time」【チャット対応17～21時】 キュアタイム